

## 第7章 要保護児童への対応等きめ細やかな

### 取組みの推進

#### 現状と課題

- 近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会にあつて核家族化、地域社会の連帯の弱体化等による家族機能の低下が要因として考えられます。児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる恐れもあります。このため、早期発見・対応、治療・援助、リスク重複の予防・援助が必要であり、関係機関の連携、体制の整備、専門性の向上等が求められます。

また、児童福祉法の改正により、市が専門の相談員を配置し相談業務を担っています。今後もノウハウや知識の集積を進め、予防、発見、通告等適切な対応につなげていくためのネットワークづくりが必要です。

- ひとり親家庭は近年増加傾向にありますが、これらの家庭は各種援護が必要な状況にあり、親自身、自立していく姿勢が大切であることはもちろんですが、地域全体で、子育てに支援、協力する必要があります。
- 心身の発達の遅れがある子どもへの支援については、乳幼児健診等での早期発見、医療機関での早期治療、療育機関での早期療育等の施策を実施しています。また、太陽の家児童デイサービスセンターにおいては、就学前児童が利用し、理学・作業・言語聴覚士による訓練と、臨床心理士による心理療法も取り入れ、集団、個別及び単独の保育を実施しています。

しかし、広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー障がい等）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等は特別な支援が必要ですが、専門的な療育機関が遠く、定期的な通院は困難で、保護者の負担も大きいため、市内での療育の場の充実を求める声も多くなっています。このため、保育園や幼稚園での障がい児の受入れ体制の拡充や障がい児をもつ親の精神的負担への支援、就労への支援が求められています。

#### 1. 児童虐待防止対策の充実

##### 施策展開のポイント

###### ▶▶ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の協力体制の構築を図り、児童虐待防止のネットワークが有効に機能するように協力関係の強化に努める。

また、専門性の向上を図るための研修等について、県や関係機関との連携の下に推進していく。

### 施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
<b>●家庭児童相談体制の充実</b>		
→ 専門職の相談員を配置し、家庭児童相談体制の充実を図る。	研修等による専門知識の向上を図っている。臨床心理士1名配置。	継続実施
<b>●母子保健事業（すこやか親子21）との連携</b>		
→ 各種健診等の機会を利用したケア体制の確立	集団健診の場で、各専門職が親子の関わりの様子や、育児不安の兆候、児の発達等の早期発見に努め、連携を図っている。	継続実施
<b>●関係機関の連携</b>		
→ 地域、福祉事務所、児童相談所、健康管理センター等の関係機関との連携を図り、要保護児童対策地域協議会を充実	要保護児童対策地域協議会において、関係各機関と連携を図っている。また、ケース会議において、必要な支援内容や方向性を協議し、チームで継続的な支援を行っている。	継続実施
<b>●指導体制の充実</b>		
→ 虐待の当事者等へのリハビリテーションや社会復帰の援助	児童相談所が行う一時保護・措置・通所指導と併せ、（家庭）訪問指導等による親子の関係調整や、児童の情緒安定等自立を図るリハビリテーション並びに社会復帰への援助を関係機関と連携し実施。	充実

## 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 施策展開のポイント

#### ▶ ひとり親家庭等の自立支援の推進

就業支援や生活支援を通じて、ひとり親家庭等の自立を支援していく。特にひとり親家庭の就業面においては、事業所に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を検討していく。

### 施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
<b>●母子、父子、未婚等のひとり親家庭への支援</b>		

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 相談しやすい体制の整備	ひとり親家庭の状況を把握し、母子自立支援員を中心として就労相談等を行っている。	継続実施
→ 母子自立支援員、民生委員児童委員、高齢者等の協力によるひとり親家庭への情報提供の推進	母子自立支援員、民生委員児童委員によるひとり親家庭への情報提供を実施（就労支援等）。	継続実施
→ 児童扶養手当、就学援助奨励費、医療費助成等による経済的支援の充実	児童扶養手当、母子家庭医療費助成、ひとり親家庭親子のつどい、入学祝い品支給制度を実施。	継続実施
→ 父子家庭の現状把握と支援内容の検討	医療費助成申請による父子家庭の現状把握及び支援の検討。	調査研究準備
→ 雇用の安定のためにハローワークや関係機関と連携した支援	母子自立支援員を中心とした就労相談を実施。	継続実施
→ 就業者の公的資格等がとれる休日や夜間講座の充実	母子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費）を実施。	充実
<b>●子育て環境支援が必要な家庭への対策</b>		
→ 出生、健診、予防接種等の機会を利用した早期把握と支援の促進	母子健康手帳交付時や出生連絡票提出者への電話連絡時、乳幼児健康診査の場で、気がかりなケースや支援の必要なケースを早期に把握し支援につなげている。	継続実施
→ 関係機関との連絡調整機能の充実	関係機関との連携とケース会議・家庭訪問の実施。	継続実施
→ 経済的支援の実施	児童手当、乳幼児医療費助成、子育て応援育児用品支給事業等の支援を実施。	充実
→ 一時的に生活援助が必要なひとり親世帯等への支援	母子家庭等日常生活支援事業による介護人等を派遣。	継続実施
→ サポーターによる支援	子育てサポーターによるひとり親家庭などへの支援促進	調査研究準備

### 3. 障がい児施策の充実

#### 施策展開のポイント

##### ▶ 障がい児施策の充実

保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるように、専門的・広域的な観点からの支援を行う。また、育成医療の給付や障がいに応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療の提供を図る。教育支援体制についても充実を図るため、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障がいのある児童生徒等への教育的支援に努める。

#### 施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
<b>●早期発見体制の充実</b>		
→ 妊婦、乳幼児健康診査等での早期発見体制の充実	妊婦健康診査 14 回、乳児健康診査 3 回（1・4・9～10 ヶ月児）、幼児健康診査（1歳6ヶ月・3歳児）等において、早期発見に努めている。	継続実施
→ 保育園・幼稚園における早期発見	臨床心理士による保育園・幼稚園への定期的な訪問活動を実施。	充実
<b>●療育支援体制の整備</b>		
→ 発達支援の体制整備	健康管理センターと子育て総合支援センターにおいて、個別の療育支援として小児神経専門医師や臨床心理士による発達相談を実施。 自立支援協議会等の関係機関と連携し、現状の把握に努めるとともに、発達支援を含めた小児療育体制の整備を検討。	継続実施
→ 乳幼児からの一貫した支援体制の推進	乳幼児から学童までの一貫した療育体制の推進のため、関係機関との協議を継続している。また、成人までの支援については、自立支援協議会等で関係機関と連携し、現状の把握に努め協議している。	継続実施
→ 太陽の家児童デイサービスセンターの充実	定期的に専門スタッフの訓練指導を受け保護者・関係機関との連携を図りながら療育・保育を実施。	継続実施
→ 市立敦賀病院の小児療育体制の充実。	地域療育拠点病院として、障がい児に対する診療や訓練の実施。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 障がい児と健常児との保育の推進	統合保育により、障がい児と健常児と一緒にの保育を実施。	継続実施
<b>●相談体制と情報提供体制の整備</b>		
→ 療育についての総合相談窓口の設置検討	主に身体の障がい児については、太陽の家児童デイサービスセンターで、発達障がい児は健康管理センター、子育て総合支援センターで、それぞれ教室や相談事業を実施している。  市民からの相談があった場合も、円滑な対応ができるよう各関係機関の連携体制をより一層充実させている。総合相談窓口については、自立支援協議会等で関係機関と連携し、現状の把握に努め検討。	調査研究準備
→ 各関係機関との連携による療育に関する情報提供体制の整備	健康管理センターや子育て総合支援センターの教室で、療育相談を実施。また、関係機関との情報交換や情報提供に努めている。	継続実施
<b>●障がい児の行事等への参加支援</b>		
→ 児童文化センター、子育て総合支援センター、公民館、児童館等で、障がいを持つ子どもが気軽に参加できる支援体制の確立	ボランティア（手話等）の派遣により、行事等への参加支援を実施。また、自立支援協議会等で関係機関と連携し、ケースについて検討協議。	継続実施